

故正二位牧野伸顯位階追陞の件  
右謹て裁可を仰ぐ  
昭和二十四年一月二十五日  
内閣総理大臣吉田 茂



四

四

四

故正二位牧野伸顯は別紙功績調

人閣令第一号	案起	昭和二十四年一月二十五日	内閣總理大臣	内閣官房長官	内閣事務官
林 国務大臣	内閣總理大臣	上奏昭和二十四年一月二十五日	大屋 国務大臣	益谷 国務大臣	森 国務大臣
植田 国務大臣	内閣官房次長	内閣官房次長	小澤 国務大臣	井上 国務大臣	内閣事務官
下條 国務大臣	内閣事務官	内閣事務官	岩本 国務大臣	内閣事務官	内閣事務官
周東 国務大臣	内閣事務官	内閣事務官	工藤 国務大臣	内閣事務官	内閣事務官
増田 国務大臣	内閣事務官	内閣事務官			

内

月

書のとおり功績顯著な者であり  
まことにたが一月二十五日死亡しました  
ので特旨を以て左のとおり位階追  
陞の件を上奏することに致したい  
特旨を以て位一級追陞せられる  
故正二位 牧野伸顯  
正二位 牧野伸顯

從一位に叙する

一月二十五日付

昭和二十四年一月二十五日

四十二年正月廿五日 宮内府長官田島道治

内閣總理大臣吉田茂敏

全體公勲章叙位の儀具申

故正二位勲一等牧野伸顯

右の者は本月廿五日薨去したのであるが、同人は別紙  
復歷書の通り、明治十二年出身以来、諸種の要職を  
歴任して輔弼の重責を果し、勞績極めて大なるものが  
ある。即ち、明治十三年、早くも英國に駐在して外交の事  
に従事して太政官権少書記官となり、参事院議

官

内

府

官補を兼ね、廢官によりて法制局参事官となり、地方官に転じ、次いで内閣总理大臣秘書官、内閣記録局長を歴任し、宮内省に文事秘書局と置からりや、文事秘書官を兼ね、明治二十四年、出で、福井縣知事となり、次いで茨城縣知事に転じ、同二十六年文部次官となり、同三十年、特命全権公使として伊太利国に駐劄仰付られ、墺國に転じ、瑞西國公使兼勤を命ぜられ、同三十九年に至らまで、外に在つて國際親善の実を揚げ、又入つて文部大臣の要職に就いた。明治四十年、淀末の勳功により、特に男爵を授けられた。翌年、頼に依り奉官と免せられたが、四十二年には枢密顧問官となり、四十四年、農商務大臣に任せられ、大正元年、文部大臣を兼ねたが、その年退官した。翌年、外務大臣の要職に就き、一年余にて官

を退いたが、特に前官の礼遇を賜わった。同六年、臨時外交調査委員会委員を仰付され、特に國務大臣の礼遇を賜わり、翌年、歐洲一出張を命ぜられ、次いで歐洲大戦の講和會議が開かれりに当つては、全権委員を仰付され、樽俎折衝、よくその重責を果したので、翌九年特に子爵に陞爵せられ、勲一等旭日桐花大綬章を授けられた。大正十年、宮廷に入り、宮内大臣に転じ、側近に奉仕すること十余年、此の間また陞して伯爵を授けられたが、昭和二十年、病を以て退官した。即ち特に前官の礼遇を賜わつた。退官後は専ら帝室経済顧問として、一昨年二年廢職に至るまで、皇室の機務に參画したのである。



任書記生

外務省

年俸英貨三百八十磅被下候事

十六年十月十四日 歸朝

育世日 依願免本官

廿月九日 任太政官權少書記官

廿月廿日 叙正七位

十七年三月廿日 制度取調局御用掛兼勤被仰付候事

大六年一月廿二日 兼任參事院議官補

七等官相當月俸百四十下賜候事

司法部勤務被仰付候事

二月廿四日 特派全権大使伯爵伊藤博文、隨行清

同一被差遣候事

參事院

太政官

廿月廿二日 廢本官並兼官

廿月廿三日 任法制局參事官

青茜 日 法政部勤務被仰付

十九年四月十日 叙奏任官四等賜上級俸

五月廿六日 任兵庫縣大書記官

七月八日 叙從六位

七月十三日 改地方官官制

七月廿日 任兵庫縣書記官

叙奏任官三等賜上級俸

官報報告主任ヲ命ス

九月 第一部長ヲ命ス

十月 普通試驗委員長ヲ命ス

年月日	事項	内閣	法 制 局	内閣	内 閣
廿一年五月五日	任内閣總理大臣秘書官 叙奏任官三等賜上級俸	内	内	内	内
廿一年五月廿九日	文官普通試驗委員ヲ命ス	内	内	内	内
廿一年六月廿九日	官憲法發布式取調委員ヲ命ス	内	内	内	内
廿二年三月十九日	兼任法制局參事官	内	内	内	内
廿三年二月十四日	叙奏任官三等	内	内	内	内
廿三年三月廿一日	行政部勤務ヲ命ス	内	内	内	内
廿三年四月九日	官制調査委員ヲ命ス	内	内	内	内
廿三年四月廿七日	陞叙奏任官二等賜中級俸	内	内	内	内
廿三年五月廿四日	任内閣記錄局長	内	内	内	内
廿三年六月十四日	叙奏任官二等賜中級俸	内	内	内	内
廿三年七月十四日	兼任内閣官報局長	内	内	内	内
廿四年三月廿九日	叙奏任官二等	内	内	内	内
廿四年四月廿九日	九月廿日免兼官	内	内	内	内
廿四年五月四日	官內省中四置文事秘書官局	内	内	内	内
廿四年五月九日	兼任文事秘書官	内	内	内	内
廿四年五月十四日	敘奏任官二等	内	内	内	内
廿四年六月四日	官制調查委員ヲ免ス	内	内	内	内
廿四年六月廿四日	文官普通試驗委員ヲ命ス	内	内	内	内
廿四年七月四日	官制調查委員ヲ命ス	内	内	内	内
廿四年八月廿四日	上ヲ免ス	内	内	内	内
廿四年八月廿九日	任福井縣知事	内	内	内	内
廿四年九月廿九日	叙勅任官二等	内	内	内	内
廿四年十月廿六日	官等俸給令ヲ廢シ俸給制ニ改ム	内	内	内	内

廿月二日	叙正五位			
廿五年十一月廿日	任茨城縣知事	内		閣
廿六年三月十日	任文部次官			
	叙高等官二等			
廿六年九月同				
廿月九日	同			
廿月廿八日	叙勲四等授瑞寶章			
廿八年二月一日	叙從四位			
廿八年二月一日	陞叙高等官一等			
廿九年五月廿九日	叙勲三等授瑞寶章	内		
三十一年五月廿五日	任特命全權公使	文 部 省		

廿三年三月十日	叙正四位	叙高等官一等		
廿三年三月十日	叙正四位	賜一級俸		
		伊國羅馬府駐劄被仰付		
廿四年五月二日	伊國駐劄被免 <small>ニ</small> 國駐劄被仰付			
廿四年五月二日	瑞西國駐劄公使兼勤被仰付			
廿六年四月十日	叙從三位			
廿八年四月十日	授旭日重光章 <small>ヲ</small> 授 <small>ケ</small> 賜 <small>フ</small>			
廿九年一月四日	歸朝 <small>ヲ</small> 命 <small>ス</small>			

三月廿日 帰朝

貢廿日 任文部大臣

九年四月一日 叙勲一等授旭日大綬章

年金七百四十円  
三十七八年芦件一功

四年十一月四日 依勳功特授男爵

四年四月廿日 叙正三位

七月廿日 依願免本官

四年十一月廿日 任枢密顧問官

四十三年四月一日 改高等官俸給令

四十四年五月十日 維新史料編纂會委員被仰付

大正元年十一月九日 臨時兼任文部大臣

二年二月廿日 任外務大臣

三年四月廿日 依願免本官

四年十一月特三前官ノ礼遇ヲ賜フ

五年一月廿二日 學習院評議會會員被仰付

六年六月六日 臨時外交調查委員會委員被仰付

六年六月六日 特三國務大臣ノ礼遇ヲ賜フ

七年十一月三日 歐洲へ出張被仰付

八年一月廿日 講和全權委員被仰付

九年十一月廿日 依勳功特陞授子爵

対獨平和條約等締結並ニ大正四年

乃至九年事件ノ功ニ依リ旭日桐花大

綬章及金五千円ヲ授ケ賜フ

九月二十日 御沙汰

朕是裏ニ卿ニ全權委員ヲ命シテ講和會議ニ列セサム今其ノ任務ヲ了ヘテ

歸り報ス卿外ニ在リシコト數月励精

勤苦折衝宣キテ得タリ朕深ク其ノ勞

十年二月十九日 ヨ嘉ス

學習院評議會会員被免

任宮内大臣

三月二日 願ニ依リ貴族院議員ヲ免ス

三月高日 勅許ヲ經テ 恩賜 財團 清生会顧問ヲ嘱託ス

八月廿日 叙從二位

十年十月七日 官制改正

官等俸給令改正

宮内大臣 親任

育八日 補議定官

十四年三月三十日 依願免本官

任内大臣

四月九日 依勲功特陞授伯爵

昭和二年十二月吉叙正二位

六年六月一日 宮内官官等俸給令改正

年俸大千兩百円

年功加俸八百円

九年七月一日 公刊明治天皇御紀編修委員會顧問被仰付

十年三月廿六日 年俸八千円下賜

年功加俸千円下賜

依頼免本官

特ニ前官ノ礼遇ヲ賜フ

十一年一月二十日 帝室經濟顧問被仰付

御官内大臣タリス内大臣タリ要路ニ

当リ重寄ラ荷フ前後十有余年齢

夜鞅掌密勿事ニ從ヒ啓次輔弼ノ責

ニ任ス勲勞殊ニ多シ今病ヲ以テ骸

骨ヲ乞フ朕深ク之ヲ惜ム御其レ自

愛自皇セヨ

十五年一月十五日ハナオノ高齡ニ付御紋付銀盃並酒

肴料下賜

特旨ヲ以テ官中权差許サル

十三年五月三日 昭和二十二年五月二日皇室令第十二号ニ

より皇室財産令廢止

廿一年一月廿九日 茂云

謹

故從五位吉井則清位階追陞の件  
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十四年二月二十一日

内閣總理大臣吉田 茂



二

内

閣